

道路や歩道にはみだしている民有地内の樹木等の 管理について（依頼）

日頃より道路行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

民有地の樹木等については、土地所有者の所有物になります。これらの樹木等が道路や歩道にはみだすことで歩行者や車両にケガや損害が発生した場合には、土地所有者等が、責任を問われることがありますので土木事務所では樹木等の適正な管理をお願いしています。

* 下記のように道路へ支障が生じている物件を発見した際には、土木事務所へ連絡いただければ土木事務所から土地所有者等へ対応を依頼します。

道路へ樹木等が越境して交通に危険が及んでいる例



※上段写真は他市町村土木事務所資料を使用しており、下段写真は瀬谷区内の市道です。



・道路にはみ出し標識を覆う雑草



・カーブミラーを覆う庭木

瀬谷区瀬谷土木事務所
電話 045-364-1105
FAX 045-391-6974